

規則（訓令）名	理 由	要 旨
奈良県教育委員会事務局 職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局におかれる職員の職として副主任を追加する等のため、所用の改正をしようとするものである。	1 副主任の職の追加 教育委員会事務局におかれる職員の職として副主任を追加する。 (第2条及び第7条の5関係) 2 その他 その他所要の改正を行う。 3 施行期日 令和7年4月1日から施行する。 (改正附則関係)

奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 副主任

第七条の五（見出しを含む。）中「副主幹」の下に「及び副主任」を加える。

第七条の六第一項中「調整員は」の下に「、指導主事」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

改 正 案	現 行
（設置する職員の職） 第二条 法令に特別の定めるものを除くほか事務局に置かれる職員の職は次のとおりとする。 一 九 略 十 副主任 十一 二十一 略 2 4 略 （副主幹及び副主任の職） 第七条の五 副主幹及び副主任は、事務職員又は技術職員をもつてこれに充てる。 2 副主幹及び副主任は、上司の命を受け担任事務を整理する。 （調整員の職） 第七条の六 調整員は、指導主事、事務職員又は技術職員をもつてこれに充てる。 2 略	（設置する職員の職） 第二条 法令に特別の定めるものを除くほか事務局に置かれる職員の職は次のとおりとする。 一 九 略 十 二十 略 2 4 略 （副主幹の職） 第七条の五 副主幹は、事務職員又は技術職員をもつてこれに充てる。 2 副主幹は、上司の命を受け担任事務を整理する。 （調整員の職） 第七条の六 調整員は、事務職員又は技術職員をもつてこれに充てる。 2 略